



平成 23 年 12 月 16 日

各 位

会 社 名 日本産業ホールディングズ株式会社
代表者名 代表取締役社長 布山 高士
コード番号 4 3 5 2 札幌証券取引所
問合せ先 経営管理本部長 松本 敬一
(TEL 03-5302-1901)

(訂正) 「コーポレートガバナンス報告書」の一部訂正について

当社は、平成 23 年 11 月 22 日付で「コーポレートガバナンス報告書」の内容を更新し、その提出を致しましたが、その記載内容について、同日現在の当社の実態と異なっている記載があり、その旨、札幌証券取引所より指摘がありましたので、下記のとおり訂正させていただきます。

訂正箇所は、_____にて表示しております。

1. 訂正内容：I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報 (訂正前)

1. 基本的な考え方

当社企業グループは、日本産業ホールディングズグループ企業理念に基づき、法と社会的規範に則った事業活動を展開するとともに、コンプライアンス経営を推進しております。グループにおける経営資源を最大限に活用し企業価値の最大化を図ることが最重要課題の一つとしてとらえております。また、経営環境の変化に迅速に対応し得る経営体制と、コンプライアンスを重視した経営システムの構築を重要施策と位置付けています。コーポレートガバナンスの取組みとして経営体制の強化と施策を実践しております。

(訂正後)

1. 基本的な考え方

当社企業グループは、日本産業ホールディングズグループ企業理念に基づき、法と社会的規範に則った事業活動を展開するとともに、コンプライアンス経営の強化に努めます。グループにおける経営資源を最大限に活用し企業価値の最大化を図ることが最重要課題の一つとしてとらえております。また、経営環境の変化に迅速に対応し得る経営体制と、コンプライアンスを重視した経営システムの構築を重要施策と位置付けています。コーポレートガバナンスの取組みとして経営体制の強化と施策を実践してまいります。

2. 訂正内容：【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

(訂正前)

当社は、以下の機関により的確な意思決定と効率的な業務執行を行う一方、適正な監査及び監視を可能とする経営体制を構築しております。

2. 監査役会

当社監査役会は、常勤監査役（1名）及び非常勤監査役（2名）で実施しております。監査役は取締役会に常時出席しており、法令・定款違反や株主利益を損害する事実の有無について重点的に監査を実施しております。また、監査役 3 名とも社外監査役であります。

3. 内部監査

内部監査室を設置しており、各部門に対し定期的かつ一定の監査項目につき監査を実施する一方、改善状況の把握及び改善指導等を行っております。

(訂正後)

当社は、以下の機関により的確な意思決定と効率的な業務執行を行う一方、適正な監査及び監視を可能とする経営体制を構築してまいります。

2. 監査役会

当社監査役会は、常勤監査役（1名）及び非常勤監査役（2名）で実施しております。監査役は取締役会に常に出席することとし、法令・定款違反や株主利益を損害する事実の有無について重点的に監査を実施してまいります。また、監査役3名とも社外監査役であります。

3. 内部監査

内部監査室は業務委託により人員を確保し、各部門に対し定期的かつ一定の監査項目につき監査を実施し、改善状況の把握及び改善指導等を行ってまいります。

3. 訂正内容：IV内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

(訂正前)

1. 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

企業倫理規定をはじめとするコンプライアンス体制に係る規定を役職員が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。また、その徹底を図るため、経営管理部においてコンプライアンスの取組みを横断的に統括することとし、同部を中心に役職員教育等を行う。内部監査部門は、経営管理部と連携の上、コンプライアンスの状況を監査する。これら活動は定期的に取締役会及び監査役会に報告されるものとする。法令上疑義のある行為等について従業員が直接情報提供を行う手段としてホットラインを設置・運営する。

3. 損失の危険の管理に関する規定その他の体制

コンプライアンス、環境、災害、品質及び情報セキュリティ等に係るリスクについては、それぞれの担当部署にて、規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとし、組織横断的リスク状況の監視及び全社対応は経営管理部が行うものとする。新たに生じたリスクについては、取締役会においてすみやかに対応責任者となる取締役を定める。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は取締役、社員が共有する全社的な目標を定め、業務担当取締役はその目標達成のために各部門の具体的目標及び全社の権限分配・意思決定ルールに基づく権限分配を含めた効率的な達成の方法を定め、ITを活用して取締役会が定期的に進歩状況をレビューし、改善を促すことを内容とする、全社的な業務の効率化を実現するシステムを構築する。

5. 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

グループのセグメント別の事業に関して責任を負う取締役を任命し、法令遵守体制、リスク管理体制を構築する権限と責任を与えており、経営管理部はこれを横断的に推進し、管理する。

6. 監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用者の取締役からの独立性に関する事項

監査役は、内部監査室所属の職員に監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、監査役より監査業務に必要な命令を受けた職員はその命令に関して、取締役、内部監査室長等の指揮命令を受けないものとする。

7. 取締役及び使用者が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

取締役又は使用者は、監査役に対して、法定の事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンス・ホットラインによる通報状況及びその内容をすみやかに報告する体制を整備する。報告の方法（報告者、報告受領者、報告時期等）については、取締役と監査役との協議により決定する方法による。

(訂正後)

1. 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

行動規範、コンプライアンス規定をはじめとするコンプライアンス体制に係る規定を遵守し、役職員は法令・定款及び社会規範に従って行動をとること。また、その徹底を図るため、経営管理部においてコンプライアンスの取組みを横断的に統括することとし、同部を中心に役職員教育等を行う。内部監査室は、経営管理部と連携の上、コンプライアンスの状況を監査する。これら活動は定期的に取締役会及び監査役会に報告されるものとする。法令上疑義のある行為等について従業員が直接情報提供を行う手段としてコンプライアンス違反内部通報窓口を設置・運営する。

3. 損失の危険の管理に関する規定その他の体制

コンプライアンス、環境、灾害、品質及び情報セキュリティ等に係るリスクについては、リスク管理規程を定め、役職員はこれを遵守し、組織横断的リスク状況の監視及び全社対応は経営管理部と内部監査室が連携して行うものとする。新たに生じたリスクについては、取締役会においてすみやかに対応責任者となる取締役を定める。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

組織規程、職務分掌規定及び職務権限規定を定め、取締役会規則に則り、月1回の定時取締役会に加え、必要に応じ臨時取締役会を開催し、経営に関する重要事項について、関係法規、経営判断の原則及び善良なる管理者の注意義務等に基づき決定を行うとともに、定期的に職務の執行状況等について報告する。さらに効率的なグループ経営を推進するため定期的に経営会議を開催し、グループ経営に関する重要事項・課題等を議論し、適正な意思決定を行い、議題となった重要な決定事項については、随時取締役会への上程を行うこととする。

5. 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

関係会社管理規程に則り、子会社等における重要事項について、当社への報告、承認を求めるとともに、経営管理部との情報共有を図り、業務執行の適正を確保する体制を確保する。子会社は、当社の内部監査室による定期的な内部監査の対象とし、監査の結果は当社の代表取締役に報告を行うこととする。

6. 監査役がその補助すべき使用者を置くことを求めた場合における当該使用者に関する体制並びにその使用者の取締役からの独立性に関する事項

監査役は、内部監査室に監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、監査役より監査業務に必要な命令を受けた者はその命令に関して、取締役、内部監査室長等の指揮命令を受けないものとする。

7. 取締役及び使用者が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

取締役又は使用者は、監査役に対して、法定の事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンス違反内部通報窓口による通報状況及びその内容をすみやかに報告する体制を整備する。報告の方法（報告者、報告受領者、報告時期等）については、取締役と監査役との協議により決定する方法による。

当社は、この度の事態を真摯に受け止め、株主の皆様をはじめ、投資家の皆様、市場関係者の皆様の信頼回復に努めてまいります所存です。

株主や投資家の皆様をはじめとする関係者の皆様に対して、大変なご迷惑ご心配をおかけしておりますことをお詫び申し上げますとともに、引き続きご理解ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

（ご参考）

札幌証券取引所ホームページ掲載事項

http://www.sse.or.jp/listing/cg/43520_gad.pdf

以上